

令和元年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和元年 8 月 20 日
 担当部・課：復興政策部地域協働課〔内線 4 2 3 3〕

① 件 名
行政委員任命に係る欠格条項の見直しについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づく、成年被後見人等（※）の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布されたことに伴い、関係条例である、石巻市行政委員設置条例も同様に改正が必要となった。</p> <p>※ 成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人</p> <p>【目的】</p> <p>成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号） 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定） 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年 6 月 7 日成立、同月 14 日公布）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和元年 6 月 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布
⑤主な内容
石巻市行政委員設置条例第 6 条に定める欠格条項のうち、「成年被後見人又は被保佐人」を削除することにより、行政委員の適正な任用を図る。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>行政委員の任用について、適正な任用が図られる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <p>無し</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
他市町村においても同様の改正を行う。
⑧今後の予定及び施行予定年月日
令和元年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市行政委員設置条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和元年 12 月 14 日）
⑨その他